

## 年金保険現状編

# 年金財政の現状と課題

### はじめに

平成24年2月に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱では、「給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度へと改革していくことが必要である」とされているなど、「世代間の公平性の確保」は社会保障改革の重要な視点となっている。

年金制度における「世代間の公平性の確保」については、しばしば「賦課方式を基本とした現行の年金制度の下では世代間の格差が拡大する」、「世代間格差のは正のために積立方式の年金制度へと移行すべき」といった議論が展開されることがある。

こうしたなか、平成24年4月に開催された第12回社会保障審議会年金部会では、「年金制度における世代間の給付と負担の関係」及び「公的年金の財政方策」について、厚生労働省が提示した論点をもとに、意見交換が行われている。

ここでは、当部会で示された資料を参考にしつつ、年金制度における世代間の給付と負担の関係や公的年金の財政方式を考える際の論点について、改めて整理することとする。

### 1. 年金制度における世代間の給付と負担の関係

ここでは、当部会で示された資料を参考にしつつ、年金制度における世代間の給付と負担の関係について、改めて整理することとする。

年金制度における世代ごとの給付負担倍率（生涯の保険料負担額に対する生涯に受け取る年金給付額の比率）を、一定の仮定を置いて計算し、参考として示したもののが図表1である。これは、夫が40年間平均的な賃金で厚生年金に加入し、妻がその間専業主婦であるような世帯について、それぞれ60歳時点の平均余命まで生存したとして計算したものである。これを世代ごとにみると、どの世代でも支払った保険料に対し、それを上回る年金給付が受けられる結果となるが、世代間で比較すると、その給付負担倍率は、年

齢が若くなるほど減少していることがわかる。

少子高齢化が進むなか、世代間扶養を基本とする仕組みで運営されている現在の公的年金制度では、年金制度のなかである程度の世代間格差が生じることは避けられない面もある。

しかしながら、世代間の給付と負担の関係をみると、たっては、今の高齢者世代は、年金の保険料は低かったものの、同居や仕送りで自分の親を養う費用も別途負っていたこと、また、今の現役世代は過去の経済成長による生活水準の向上を得てることなど、時代や社会の変化も合わせて考えることが必要であり、年金制度のなかの給付と負担の関係のみをもって、世代間の公平性を論ずることは必ずしも適切とはいえない。

また、これは、あくまでも一定の前提に基づく機械的な計算であり、例えば、非常に長生きをした場合や急激な経済変動が起きた場合でも、物価や賃金の水準に応じた年金が生涯にわたり支給され、老後生活の「安

心」を保障しているといったよ

うな公的年金の果たすさまざま  
なリスク軽減効果が数字には十分に表れていない点について留意する必要がある。

ただし、一方で、国民年金でいえば、払った保険料に対して支給される給付は、将来世代にわたって少なくとも1・5倍となっている。これは、基礎年金の半分に税が入っているためであるが、こうした事實をしっかりと伝えて、若者世代に年金制度に対する理解を広げていく必要があると考えている。

## 2、公的年金の財政方式についてのこれまでの経緯

年金制度の財政方式には、年金給付に必要な費用を、その都度、現役世代からの保険料で賄う「賦課方式」と、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ自分の保険料で積み立てる「積立方式」という二つの方式があり、わが国の公的年金制度では、賦課方式を基本とした財政運営

が行われている。

しかし、公的年金の財政方式を考えるうえでは、制度発足以来の長い経過を理解してお

く必要がある。厚生年金の場合、制度発足当初（昭和17年）には、財政方式として、積立方式の一つである「平準保険料方式」が採用された。

しかし、その後まもなく、戦後のインフレによる積立金の目減りや国民の保険料負担能力の減退を考慮し、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。そして、昭和29年には、保険料率は、急激な負担の増加を避けるため、平準保険料率よりも低く設定されつつも、将来に向かって保険料の引上げを段階的に行うことと明示できるよう「財政再計算」の規定が設けられた。

図表1 厚生年金（基礎年金を含む）の世代間における給付と負担の関係  
—平成21年財政検証（基本ケース）—

平成22 (2010)年 における年齢	厚生年金（基礎年金を含む）					国民年金		
	保険料 負担額 ①	年 金 給 付 額 ②	倍 率 ②/①	65歳以降給付分(再掲)		保険料 負担額 ①	年 金 給 付 額 ②	倍 率 ②/①
				年金給付額 ②'	倍 率 ②' / ①			
70歳 (1940年生) [2005年度時点で換算]	900 (900)	5,500 (5,600)	6.5	4,300 (4,400)	5.1	300 (300)	1,300 (1,400)	4.5
60歳 (1950年生) [2015年度時点で換算]	1,300 (1,200)	5,200 (4,700)	3.9	4,600 (4,200)	3.4	500 (500)	1,400 (1,300)	2.7
50歳 (1960年生) [2025年度時点で換算]	2,200 (1,800)	6,200 (5,100)	2.9	6,100 (5,000)	2.8	900 (700)	1,700 (1,400)	1.9
40歳 (1970年生) [2035年度時点で換算]	3,200 (2,400)	8,000 (5,900)	2.5	8,000 (5,900)	2.5	1,300 (1,000)	2,100 (1,500)	1.6
30歳 (1980年生) [2045年度時点で換算]	4,500 (3,000)	10,400 (7,000)	2.3	10,400 (7,000)	2.3	1,800 (1,200)	2,700 (1,800)	1.5
20歳 (1990年生) [2055年度時点で換算]	5,900 (3,600)	13,600 (8,300)	2.3	13,600 (8,300)	2.3	2,300 (1,400)	3,500 (2,200)	1.5
10歳 (2000年生) [2065年度時点で換算]	7,700 (4,200)	17,600 (9,700)	2.3	17,600 (9,700)	2.3	3,000 (1,700)	4,600 (2,500)	1.5
0歳 (2010年生) [2075年度時点で換算]	9,800 (4,900)	22,500 (11,200)	2.3	22,500 (11,200)	2.3	3,900 (1,900)	5,800 (2,900)	1.5

(注) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。

( ) 内はさらに物価上昇率で現在価値（平成21年度時点）に割り引いて表示したもの。

その後、高度成長期には、給付の実質的価値を維持するため、スライド・再評価の仕組み

が導入されたが（昭和48年）、このスライド・再評価によつて増額された部分は、保険料拠出

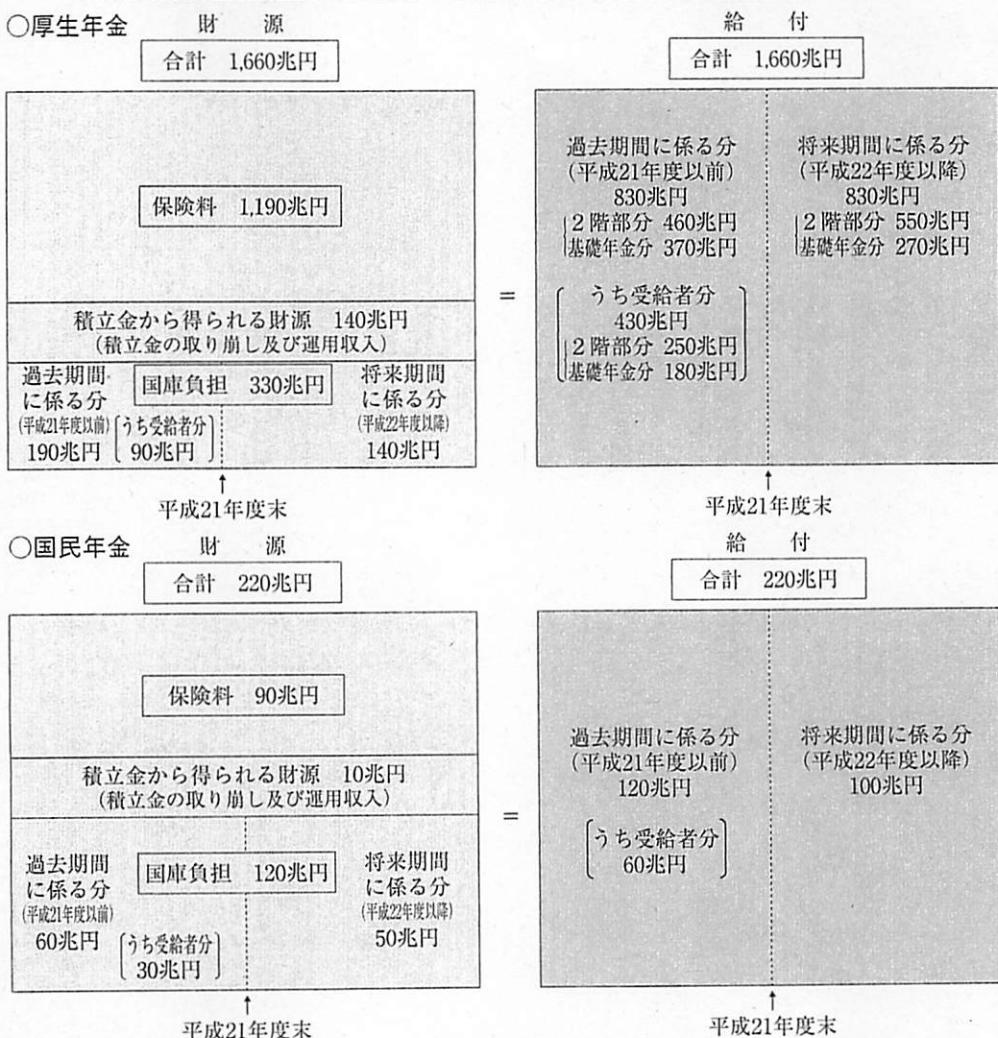
時には想定されなかつたものであります。後世代の負担で賄うこととなつたため、結果として賦課

方式の要素が一層強まることとなつた。

その後、概ね5年ごとに行われる財政再計算ごとに、保険料の引上げや給付の見直しが行われてきたが、より一層の少子高齢化が進むなかで、次第に賦課方式の要素が強まり、平成16年改正に至つては、その時の改正では、①保険料、②積立金、③国庫負担といつた収入を固定し、その収入の範囲内で④マクロ経済スライドによる給付水準の調整を行うことにより、概ね100年間の均衡を図る枠組みとなつてはいる。

図表2 厚生年金・国民年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）  
—平成21年財政検証、基本ケース—

今後、95年間（2105年度まで）にわたる厚生年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在（平成21年度）の価格に換算して一時金で表示したもの



（注）長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率：2.5% 物価上昇率：1.0% 運用利回り：4.1%

このように、過去からの経緯を踏まえて考えると、保険料が低かった時期においても、当時の経済状況や生活水準を考慮すれば、必ずしも低い負担ではないかったのではないか、また、そうした状況にあつては、公的年金の保険料を一気に引き上げることは難しく、段階的に引き上げていくしかなかつたのではないかと考えられる。

こうした公的年金の財政方式の変化は、先進諸外国において

も同様の経過をたどっており、ほとんどの国の公的年金が賦課方式を基本とする財政運営を行っている。

### 3. 公的年金の財政方式を「積立方式」とすることの問題点

それでは、賦課方式を基本として運営している公的年金の財政方法を、積立方式へ移行することは可能なのであらうか。

今後概ね100年間の財政均衡期間における厚生年金・国民年金それぞれの財源と給付の内訳を、運用利回りで現在の価格に一時金換算して示したもの、いわゆる「バランスシート」が図表2である。これは、公的年金の財政状況について、過去の加入期間に係る給付の規模が、現有積立金と比べてどの程度なのかといった関心もあることなどから、平成21年財政検証において参考までに示したものである。

わが国の公的年金制度は「賦課方式」を基本として運営され

ているため、積立方式の制度のよう、過去に保険料を納めた

運用するのか、といったことが、大きな課題となる。

仮に、「二重の負担」の債務をかなりの長期間にわたって償する場合でも、結局のところ、

積立方式移行前の過去期間給付を将来世代に長期間にわたって負担させているという点に留意

すると、切替時の現役世代には、自分の将来の年金に向けての積立と、そのときの高齢者の年金給付に必要な費用を重ねて負担しなければならないという「二重の負担」が生じることとなる。

図表2をみると、その一時金換算額は、厚生年金と国民年金の合計で、およそ550兆円程度（過去の加入期間にかかる賃

付950兆円+過去の加入期間にかかる国庫負担250兆円=現在の積立金150兆円）となっている。

### おわりに

公的年金の財政方式を積立方式へと移行する場合には、こうした多額の費用を誰がどのようにして負担するのか、また、仮に積立方式で運営するとした場合に必要な数百兆円もの規

度においては、少子高齢化が進むなかでは、給付と負担の額に関してある程度の世代間格差が生じることはやむを得ない側面もある。もつとも、年金制度における世代間格差があまりに大きくなってしまうことは、公平性の観点から決して望ましいものではない。

年金制度だけでなく、社会システム全体でみた幅広い視野に立つての「世代間の公平性の確保」は、社会保障・税一体改革の重要な視点であり、例えば、年金制度においては、現在高齢者に支払われている年金の物価スライドの特例措置を3年間で解消する法案が、国会に提出されている。

公的年金の財政運営については、今後の社会保障改革の議論も注視しつつ、年金財政の状況を定期的に検証し、世代間・世代内の公平性の確保にも留意しながら、年金制度の長期的な安定を確保していくことが必要である。

（厚生労働省年金局数理課課長  
補佐 江郷和彦）